

金融庁「銀行の引当開示の充実に向けて」にみる 貸倒引当金の計上に関する開示の現状と課題

有限責任監査法人トーマツ パートナー・金融事業ユニットリーダー 深田 建太郎

1 はじめに

金融庁は、2019年（令和元年）12月に金融検査マニュアルを廃止するとともに、ディスカッションペーパー「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」（以下「融資DP」という）を公表した。その時点では金融円滑化法に代表される継続的な資金繰り支援の要請を受けて金融緩和が継続していたことに伴い債務者の有利子負債が増加し、信用リスクの潜在的な増大が懸念されていた。多くの金融機関では、貸倒実績率が低下していたものの、この潜在的な信用リスクの増加に対応するためにさまざまな工夫を行って貸倒引当金の取り崩しを回避していた。

この点、多くの銀行等における貸倒引当金の算定は過去の一定期間の実績率に基づいて行われていたが、過去の状況と異なる状況が想定されている場合には、過去の実績率等を修正して予想損失率を決定（後述する実務指針4号における表現にのっとって「必要な修正」と呼ばれることも多い）することになっており、前述のさまざまな工夫（例えば、貸倒実績算定期間の過去への延長）はこの「必要な修正」によって行われていることが多い。

このように、将来の予想を踏まえた貸倒引当金の算定は実務における一定の定着がみられていたが、金融検査マニュアルが廃止され、同時に発出された融資DPにおいても将来予測情報までを含む幅広い情報から信用リスクを認識することが重要とされていること、さらに将来の不確実性を増

す新型コロナウイルス感染症の蔓延により、各銀行等のポートフォリオの将来の予想を踏まえた貸倒引当金の算定方法の工夫が行われるようになった。例えば、新型コロナウイルス感染症の影響による信用リスクの増大に対応して特定業種等に対して引当を積み増すなどの、いわゆる「コロナ引当」を行う銀行等も増加しており、また、一部の銀行はマクロ経済指標等に連動させた予想損失率の算定（フォワード・ルッキング引当。以下「FL引当」ともいう）を採用した。

結果として各銀行等が採用する引当方法は多様化しており、比較可能性を保持するためには、引当方法の内容がより詳細に開示されることが期待されており、日本公認会計士協会は、2020年3月17日に銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（以下「実務指針4号」という）を改正し、特に以下の3つの項目については開示を求めている。

- ① 損失見込期間
一般貸倒引当金についてグルーピング（債務者区分を含む）ごとの損失見込期間の具体的な年数の記載
- ② グルーピング
債務者区分や個人／法人別、業種等の貸倒引当金算定のグルーピングについての記載
- ③ 必要な修正
過去の貸倒実績率から予想損失率への修正の具体的な内容の記載

【図表】「貸倒引当金の計上基準」における開示状況（2021年3月期決算）

(1) メガバンク・主要行（計8社）

	①損失見込期間	②グルーピング	③必要な修正	④コロナ引当／FL引当
有	1社	2社	2社	6社
無	7社	6社	6社	2社

(2) 上場地銀・地銀グループ（計77社）

	①損失見込期間	②グルーピング	③必要な修正	④コロナ引当／FL引当
有	24社	10社	8社	16社 (うちFL引当は2社)
無	53社	67社	69社	61社

- (表注) ①損失見込期間：一般貸倒引当金についてグルーピング（債務者区分を含む）ごとに損失見込期間の具体的な年数の記載の有無を集計している。年数の異なる複数の債務者区分をまとめて記載している場合は記載なしとしている。
- ②グルーピング：債務者区分以外のグルーピングについての記載の有無を集計している。ただし、記載している銀行数のみを集計したもので、記載なしのなかにはグルーピングを実施していない先と実際はグルーピングを実施しているにもかかわらず記載していない先とが含まれている。
- ③必要な修正：将来予測等に基づいて過去の貸倒実績率等を修正して予想損失率を算定した場合の具体的な修正方法の記載の有無を集計している。
- ④コロナ引当／FL引当：コロナ引当あるいはFL（フォワード・ルッキング）引当の実施の有無を集計している。なお、上記の①～③とは意味合いが異なるが以下においてコロナ引当に触れているため開示上で分かる範囲で採用状況を示している。

しかしながら、2021年3月期決算における有価証券報告書の会計方針の「貸倒引当金の計上基準」における開示状況は、筆者による集計では【図表】のとおりであり、十分に開示が行われているという状況ではないと思われる。

このような状況において、金融庁は2022年3月1日に「銀行の引当開示の充実に向けて」を发出し、開示の充実を促すこととなった。このなかでは開示例とともに勉強会において発せられた投資家等の要請を示し、今後の開示充実への方向性へのヒントを示すとともに、前述①～③の3項目については実務指針4号において、開示が求められている事項であると同時に、多様な方法が考えられるため、財務諸表利用者の理解に資する適切な記載が必要と考えられるとしている。

本稿では、前述①～③の3項目及びコロナ引当についての開示例を取り上げてコメントする。なお、文中囲み部分は「銀行の引当開示の充実に向けて」からの引用である。また、意見に関する部分は筆者の個人的な見解であり、筆者の属する組

織の見解ではないことをご了解願いたい。

2 貸倒引当金の算定方法についての開示

(1) 損失見込期間

現行の会計基準では、損失見込期間について原則として平均残存期間とする一方で、「1 - 3年基準」すなわち、正常先及びその他要注意先は1年、要管理先は3年が認められている。少なくとも債務者区分ごとの損失見込期間が示されないと、銀行間での比較が困難になる。「銀行の引当開示の充実に向けて」における【開示事例に見られた一般的な記載】では、以下のように「主として今後1年間（又は今後3年間）」といったあいまいな表現になっており、比較が困難な記載になっている。

【開示事例に見られた一般的な記載】

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額（又は今後3年間の予想損失額）を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間（又は3年間）の貸倒実績（又は倒産実績）を基礎とした貸倒実績率（又は倒産確率）の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。

特に平均残存期間を採用している場合、この期間は当然のことながら銀行間で相違があり、年数が記載されていないと比較が困難である。「銀行の引当開示の充実に向けて」では平均残存期間を採用する銀行の例が記載されており、異なる残存期間見合いの引当が行われていることが分かる。以下の例ではその他の要注意先について単純平均して3.5年程度の引当が行われており、損失見込期間が1年間の銀行に比較すると手厚い引当が行われていると想定される。

【追加的な情報の開示例】

〈平均残存期間〉

正常先については今後1年間、要注意先及び要管理先については債権の平均残存期間に対応する期間、破綻懸念先については今後3年間の予想損失額を見込み、貸倒引当金を計上しております。（平均残存期間は、要注意先上位44ヶ月、要注意先下位40ヶ月、要管理先41ヶ月）

(2) グルーピング

基本的に債務者区分によるグルーピングは行われているが、さらに細分化しているケースがある。一般貸倒引当金（DCF法による場合を除く）の計上に当たっては統計的な数値によることが前提であり、あまり細分化してしまうと大数の法則が成り立たなくなるリスクもあるため、細分化すればよいということではないが、リスク特性の似通っているものはグルーピングすることにより実

態により適合した引当ができる場合がある。

【追加的な情報の開示例】

〈債務者区分の細分化〉

倒産確率の算出は、正常先1区分、要注意先3区分（要注意先上位、要注意先下位、要管理先）、破綻懸念先2区分の計6区分で行っております。

※ 要注意先は、債務者の信用力の総合的な判断、貸出条件緩和債権等の有無により区分しております。

〈消費性ローンと事業性ローンを分割した上で債務者区分を細分化〉

貸倒実績率の算出は、消費者ローン先と事業性貸出先に区分したうえで、事業性貸出先は、正常先2区分（正常先上位、正常先下位）、要注意先3区分（要注意先上位、要注意先下位、要管理先）、破綻懸念先1区分に区分し、計7区分で行っております。

(3) 必要な修正

現行の会計基準においても将来見込みなどに基づいて貸倒実績率等を修正して予想損失率を決定することが認められており、場合によっては修正が必要と判断される状況もある。この点、【開示事例に見られた一般的な記載】では、必要な修正を行っているという記載にとどまり、具体的な内容が記載されていない（実務的には「重要な会計上の見積り」において記載しているケースもみられる）。また、必要な修正を行っているに記載されているものの具体的な方法が記載されていないため、修正をしているのか修正していないのか不明確である。この点、貸倒引当金の算定方法としては必要に応じて修正を行うこととして、修正の有無については別途記載している事例もある。

【開示事例に見られた一般的な記載】

予想損失額は、1年間（又は3年間）の貸倒実績（又は倒産実績）を基礎とした貸倒実績率（又は倒産確率）の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な

修正を加えて算出しております。

【追加的な情報の開示例】

〈具体的な方法を記載している事例〉

予想損失率は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の3算定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正として、景気循環等を加味したより長期の過去の一定期間における平均値に基づく損失率が高い場合、その差分を加味して算定しております。

〈具体的な方法に加え影響額を記載している事例〉

この過去実績を基に算定した損失率への将来見込み等による調整については、特に、COVID-19の拡大により、経済環境が急激に悪化していることを踏まえ、最近の期間における貸倒実績率又は倒産確率の増加率を考慮し調整しており、当該調整による影響額は、30,846百万円であります。

〈必要な修正を実施していない旨を記載している事例〉

なお、当連結会計年度は予想損失率の必要な修正を実施しておりません。

この必要な修正については投資家の声として以下の意見が取り上げられており、上記の事例では対応している事項もあるが、一般的には今後の課題と考えられる。

■ 必要な修正を行った場合はその理由と具体的な方法に加えて、修正金額を開示した方が財務諸表利用者への情報として有用だと考えられる。

■ 注記では每期行われる可能性を考慮し「必要な修正を加えて」と記載しているが、必要な修

正を行っていない期もあると思われる。そのため、必要な修正を実施していない場合には、その旨を開示していただきたい。

■ 必要と認める額の計上方法については、継続的な重要な会計方針として「貸倒引当金の計上基準」としての記載が馴染むものもある一方で、決算ごとに状況が変わるような必要な修正の有無とその内容については会計方針というよりは、特徴的な事例のように「重要な会計上の見積り」注記としての記載が馴染むのではないかと考える。

3 新型コロナウイルス感染症の影響への対応

貸倒引当金は将来の状況に関する予測（以下では「仮定」と表現する）を踏まえて計上するものである。つまり、貸倒引当金を過去実績の平均によって算定している場合には過去の状況が将来も継続すると仮定していることが前提となっており¹、将来について過去と異なる状況になると仮定するのであれば、当然のことながら過去実績に修正を加えて貸倒引当金を算定することが必要となる。

一方で、引当金は合理的に算定できることが計上の要件となっており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のように将来における不確実性が高い状況においては、一見、合理的な算定が不可能のようにも考えられるが、この点に関して企業会計基準委員会（ASBJ）の「第429回企業会計基準委員会」（2020年4月9日開催）議事概要²において示されたことは、新型コロナウイルス感染症の影響のように不確実性が高い状況においても一定の仮定をおくことによって算定するということであった。新型コロナウイルス感染症の影響についてはどのような仮定をおいているのかによって見積もりが大きく異なるた

1 過去の実績率に基づいている場合に過去の状況が将来も継続するという仮定を開示している事例：

「資本性適格貸出金、DCF法適用債権及び管理支援先債権を除き、正常先債権については過去に有していた正常先債権、要管理先債権については過去に有していた要管理先債権、その他の要注意先債権については過去に有していたその他の要注意先債権と同程度の損失が発生するという仮定をおいております。」

2 企業会計基準委員会第429回議事概要より抜粋：

「財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出する」上では、新型コロナウイルス感染症の影響のように不確実性が高い事象についても、一定の仮定を置き最善の見積りを行う必要があるものと考えられる。」

め、どのような仮定をおいているのか、また、その仮定に基づいて貸倒引当金をどのように算定したのかを示すことが求められている³。

なお、これらは注記項目である「重要な会計上の見積り」において記載されていることが多い。

【追加的な情報の開示例】

〈新型コロナウイルス感染症の影響により貸倒引当金の追加計上を行っている旨とその方法を記載している事例〉

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い影響を受けている債務者のうち、その影響が個々の債務者の財務内容及び業績に現れていないと認められる債務者並びにその影響が長期化すると見込まれる業種の債務者に係る債権については、信用リスクが高まっているものと仮定しております。こうした仮定のもと、予め定めている償却・引当基準に則り、当該債務者の債務者区分を引下げたものとみなし貸倒実績率に必要な修正を加え見積る方法により貸倒引当金を追加計上しております。

〈追加計上額を記載しているケース〉

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響は今後一定期間続くものと想定し、当行グループの貸出金等の信用リスクに一定の影響があると仮定しております。こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、現時点で入手可能な情報に基づき債務者区分の判定を行っております。また、貸倒実績に必要な修正を加えた予想損失率により、当連結会計年度において、貸倒引当金283百万円を追加計上しております。

新型コロナ感染症の影響は長期化しており、地

域やポートフォリオによっても状況が異なることから各銀行等の仮定にはばらつきがみられる。一方で、影響が長期化していることから、2022年3月期においては、いわゆる「コロナ引当」を行っている銀行等は増加していると思われ、仮定と引当の方法についての開示は重要性を増していると考えられる。この点、投資家の声としては以下のような点があげられおり、特に仮定の具体的な記載と金額的な情報の開示については今後の課題と考えられる。

新型コロナウイルス感染症が引当に与える影響について

■ 新型コロナウイルス感染症が与える影響に関しては、具体的に自行のポートフォリオにおける影響を受ける可能性の高い債務者の業種やその金額などの記載があった上で、それに対してどのような引当金の積み増しを行ったのかの金額的影響を記載していくことが、銀行のコロナ影響に対する将来的なリスク認識の程度を理解するには有用な情報と思われる。

■ 例えば、新型コロナウイルス感染症の影響による損失に備えるため、キャッシュ・フロー見積法を適用するようになったと単に記載している事例がいくつか見受けられる。しかし、キャッシュ・フロー見積法を適用するようになったのであれば、その債権の将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることができるようになった背景も記載することが有用と思われる。

主要な仮定について

■ 主要な仮定については、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」について記載している事例が一般的のようであるが、新型コロナウイルス感染症の影響による追加引当を行っている場合や、その他過去実績から必要な修正を

3 企業会計基準委員会第429回議事概要より抜粋：

「最善の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する一定の仮定は、企業間で異なることになることも想定され、同一条件下の見積りについて、見積られる金額が異なることもあると考えられる。このような状況における会計上の見積りについては、どのような仮定を置いて会計上の見積りを行ったかについて、財務諸表の利用者が理解できるように情報を具体的に開示する必要があると考えられ、重要性がある場合は、追加情報としての開示が求められるものと考えられる。」

行っている場合には、その中で主要な仮定を置いていることが想定されるため、その仮定の内容について具体的に記載することが、有用と思われる。

上記のアンダーラインは筆者による。この部分の趣旨であるが、単にコロナ対応で貸倒引当金を積み増すためにDCF法を採用するということが文字どおりに捉えると合理的ではない。DCF法はキャッシュ・フローを合理的に見積もることができることになったことで採用される方法である（実務的な負荷の観点から対象債権の金額基準を設定していた場合に、その基準金額を引き下げることより適用範囲を拡大することはある）。新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている債務者について、新たに将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができるようになったということは想定しにくい。

もっとも、このような場合にも対象債務者ごと

に一定の仮定をおくことによって将来キャッシュ・フローを見積もることで、DCF法の新規適用あるいは継続適用が可能な場合もあると考えられる。

4 おわりに

今般の「銀行の引当開示の充実に向けて」は2021年3月期における開示に基づいた分析と提言であったが、金融庁は各銀行等が2022年3月期においてどのように対応したのかに強い関心をもっていると考えられる。

本稿も、2021年3月期における開示に基づいたものであるが、2022年3月期の開示状況が明らかになった時点でさらに分析することを予定しており、開示が少しでも進んでいることが期待される。